別表第二イの表を次のように改める。

イ　医学又は歯学に関する学部に係る基準校舎面積

(1)　専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類＼収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）（収容定員－200）×661÷200＋2,644	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
文学関係	2,644	（収容定員－200）×661÷200＋2,644	（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
教育学・保育学関係	2,644	（収容定員－200）×661÷200＋2,644	（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
法学関係	2,644	（収容定員－200）×661÷200＋2,644	（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
経済学関係	2,644	（収容定員－200）×661÷200＋2,644	（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
社会学・社会福祉学関係	2,644	（収容定員－200）×661÷200＋2,644	（収容定員－400）×1,653÷400＋3,305	（収容定員－800）×1,322÷400＋4,958
理学関係	4,628	（収容定員－200）×1,157÷200＋4,628	（収容定員－400）×3,140÷400＋5,785	（収容定員－800）×3,140÷400＋8,925
工学関係	5,289	（収容定員－200）×1,322÷200＋5,289	（収容定員－400）×4,628÷400＋6,611	（収容定員－800）×4,628÷400＋11,239
農学関係	5,024	（収容定員－200）×1,256÷200＋5,024	（収容定員－400）×4,629÷400＋6,280	（収容定員－800）×4,629÷400＋10,909
獣医学関係	5,024	（収容定員－200）×1,256÷200＋5,024	（収容定員－400）×4,629÷400＋6,280	（収容定員－800）×4,629÷400＋10,909
薬学関係	4,628	（収容定員－200）×1,157÷200＋4,628	（収容定員－400）×1,983÷400＋5,785	（収容定員－800）×1,983÷400＋7,768
家政関係	3,470	（収容定員－200）×992÷200＋3,966	（収容定員－400）×1,984÷400＋4,958	（収容定員－800）×1,984÷400＋6,942
美術関係	3,355	（収容定員－200）×959÷200＋3,834	（収容定員－400）×3,140÷400＋4,793	（収容定員－800）×3,140÷400＋7,933
音楽関係	3,009	（収容定員－200）×859÷200＋3,438	（収容定員－400）×2,975÷400＋4,297	（収容定員－800）×2,975÷400＋7,272
体育関係	3,009	（収容定員－200）×859÷200＋3,438	（収容定員－400）×1,983÷400＋4,297	（収容定員－800）×1,983÷400＋6,280
保健衛生学関係（看護学関係）	3,470	（収容定員－200）×992÷200＋3,966	（収容定員－400）×1,984÷400＋4,958	（収容定員－800）×1,984÷400＋6,942
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	4,049	（収容定員－200）×1,157÷200＋4,628	（収容定員－400）×3,140÷400＋5,785	（収容定員－800）×3,140÷400＋8,925

備考

一　この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハ(1)の表において同じ。）。

二　夜間学部（同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。）における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする（2)並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。）。

三　夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする（2)並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。）。

四　昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（2)並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。）。

五　この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする（2)の表において同じ。）。

六　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を合算した面積（それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積が、それぞれの学校等の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積に満たないときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積）を含めることができる（2)、ロ並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。）。